**規約**

**（名称）**

**第1条　この会は、　　　　　　　　という。**

**（事務所）**

**第2条　この会の事務所を海津市　　　　　　　　に置く。**

**（目的）**

**第3条　この会は、　　　　　　　　を目的とする。**

**（事業）**

**第4条　この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。**

1. **事業**
2. **事業**
3. **事業**
4. **その他目的を達成するために必要な事業**

**（会員）**

**第5条　この会の会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の運営に参画する個人**

**とする。**

**（入会）**

**第6条　会員の入会については、特に条件を定めない。**

**（会費）**

**第7条　会費は、年　　　円とする。**

**（会員の資格の喪失）**

**第8条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。**

1. **退会届の提出があったとき。**
2. **団体が消滅したとき。**
3. **除名されたとき。**
4. **会員が正当な理由なく会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。**

**（退会）**

**第9条　会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。**

**（除名）**

**第10条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会の議決により、これを除名することができる。**

1. **この規約等に違反したとき。**
2. **この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。**

**（拠出金品の不返還）**

**第11条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。**

**（役員）**

**第12条　この会に次の役員を置く。**

1. **会長　　人とする。**
2. **副会長　　人以上とする。**
3. **会計　　　人以上とする。**

**（選任等）**

**第13条　役員は、総会において選任し、役員の任期は、　年とする。ただし、再任を妨げない。**

**（職務）**

**第14条　会長は、この会を代表し、その業務を監督する。**

**2　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を**

**代行する。**

**3　　会計は、会の経理及び財産の管理を行う。**

**（総会）**

**第15条　総会は、会員をもって構成し、年　回会長が招集する。**

**（定足数）**

**第16条　総会は、会員総数の過半数によって成立する。**

**（議長）**

**第17条　総会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が行う。**

**（議決）**

**第18条　総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。**

**2　　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の**

**会員を代理人として表決を委任することができる。**

**（事業年度）**

**第19条　事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。**

**（委任）**

**第20条　この規約のほか必要な事項は、会長が別に定める。**

**附　則**

**この規約は、　　年　月　日から施行する。**